

和光市水道事業

第 2 回審議会資料（概要版）

和光市上下水道部

令和 5 年 6 月

【目次】

第1章	はじめに	1
第2章	検証結果（現行料金据置ケース）	1
第3章	適正な料金水準（＝総括原価）の算定	2
3.1	料金の基本原則	2
3.2	料金検討の算定期間	2
3.3	資産維持費	2
第4章	新料金体系の設定	3
4.1	基本類型	3
4.2	総括原価の分解	3
4.2.1	原価の配分	3
4.2.2	配分結果	4
4.3	まとめ	4
4.4	今後の検討の流れについて	4

第1章 はじめに

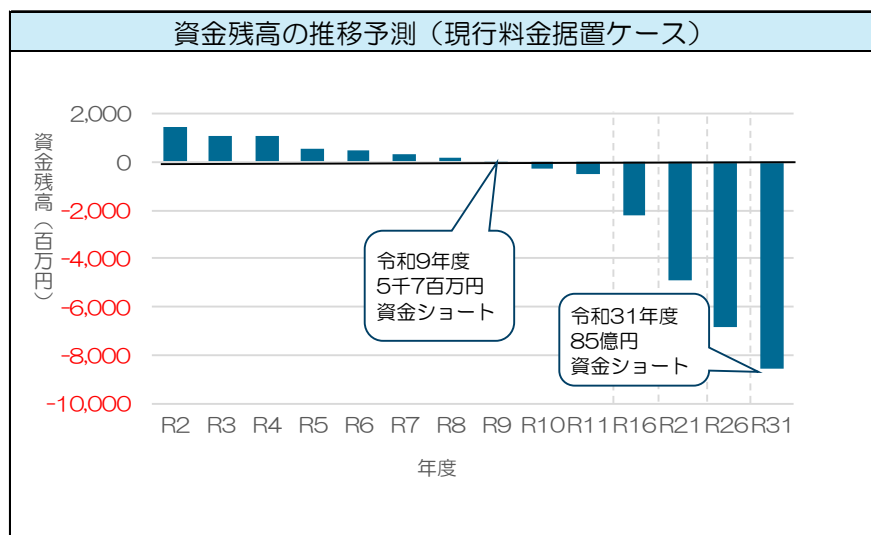
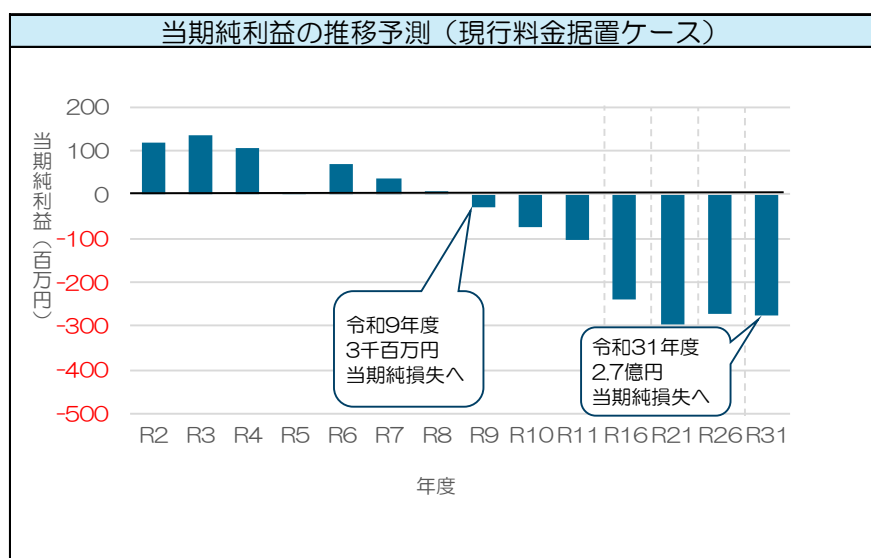
本市では、平成22年3月に策定・公表した「和光市水道ビジョン（平成29年3月に改訂）」で示した各種施策を進めており、「管路経年化率」「管路更新率」等の事業の状況を示す指標は、全国平均や近隣事業体と比較しても良好な水準となっています。

一方、節水機器の普及や節水意識の浸透による水需要の減少や物価上昇等、社会環境は大きく変化しており、このような情勢の中で老朽化対策や耐震化対策等の課題に取り組んでいく必要があることから、中長期的な視点で安定した水道事業を継続できるよう令和2年3月に「和光市水道事業経営戦略」を策定し、その中で、料金水準の適正化が必要という結果となりました。

第2章 検証結果（現行料金据置ケース）

令和2～4年度の決算、令和5年度の予算値、最新の事業投資計画を反映させ、今後の事業収支について再検証を行いました。なお、近年の社会情勢に伴った原油価格や物価の高騰によって、光熱費や動力費、人件費といった様々な費用の増大を考慮せざるを得ない状況になっていることを考慮し、物価、人件費に対して、それぞれ上昇率を考慮しております。

検証の結果、令和9（2027）年度に純損失が発生し、資金がショートする見込みです。

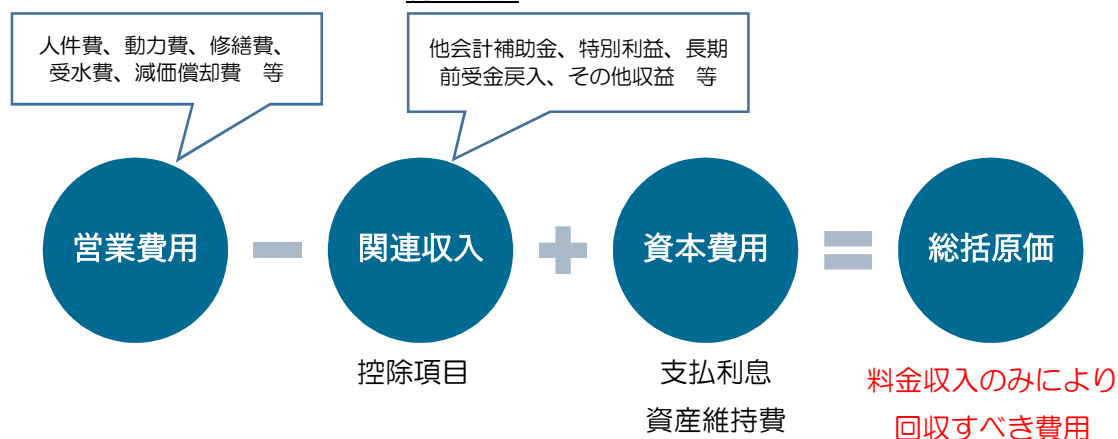


第3章 適正な料金水準（＝総括原価）の算定

3.1 料金の基本原則

- ①独立採算制の原則（経営に伴う収入をもって充てなければならない）
- ②経費の負担の原則（消火栓や公園用水等は一般会計が負担）
- ③公正妥当な料金設定（適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な運営を確保できるもの）

独立採算制の原則より、「水の供給に必要となる原価」を、料金収入のみにより回収する必要があります。この回収すべき費用を「**総括原価**」といい、以下の図により定義されます。



3.2 料金検討の算定期間

本検討では料金算定期間を令和6(2024)年度～令和10(2028)年度の5年間とします。

3.3 資産維持費

将来の施設建設及び再構築等の原資に充当するものであり、事業の創設時期や施設更新状況を勘案して、適正な水準を設定し総括原価に含めることとされています。本検討では、この「適正な水準」について次のように考えるものとしします。

- ・ 料金算定期間において収益的収支における純損失が生じない
- ・ 料金算定期間において資金残高の目標額4億円以上を維持する

※資金残高の目標額4億円は、自然災害、感染症の拡大などの経営上の不確実なリスクに対し、一定期間料金収入がなかったとしてもサービスを継続できる水準として設定

この「適正な水準」を維持するために、資産維持費は7.3億円が必要となる見込みです。

関連収入 15.7億円	料金収入で回収すべき額＝「総括原価」59.3億円	
営業費用 66.7億円		資本費8.3億円 （支払利息1億円＋ 資産維持費7.3億円）

第4章 新料金体系の設定

4.1 基本類型

本市の現行料金表を下の表に示します。料金体系の基本類型は、以下のとおりとなっており、これは料金改定後も現行維持とします。

(税抜、2ヵ月)

現行料金の基本類型は維持

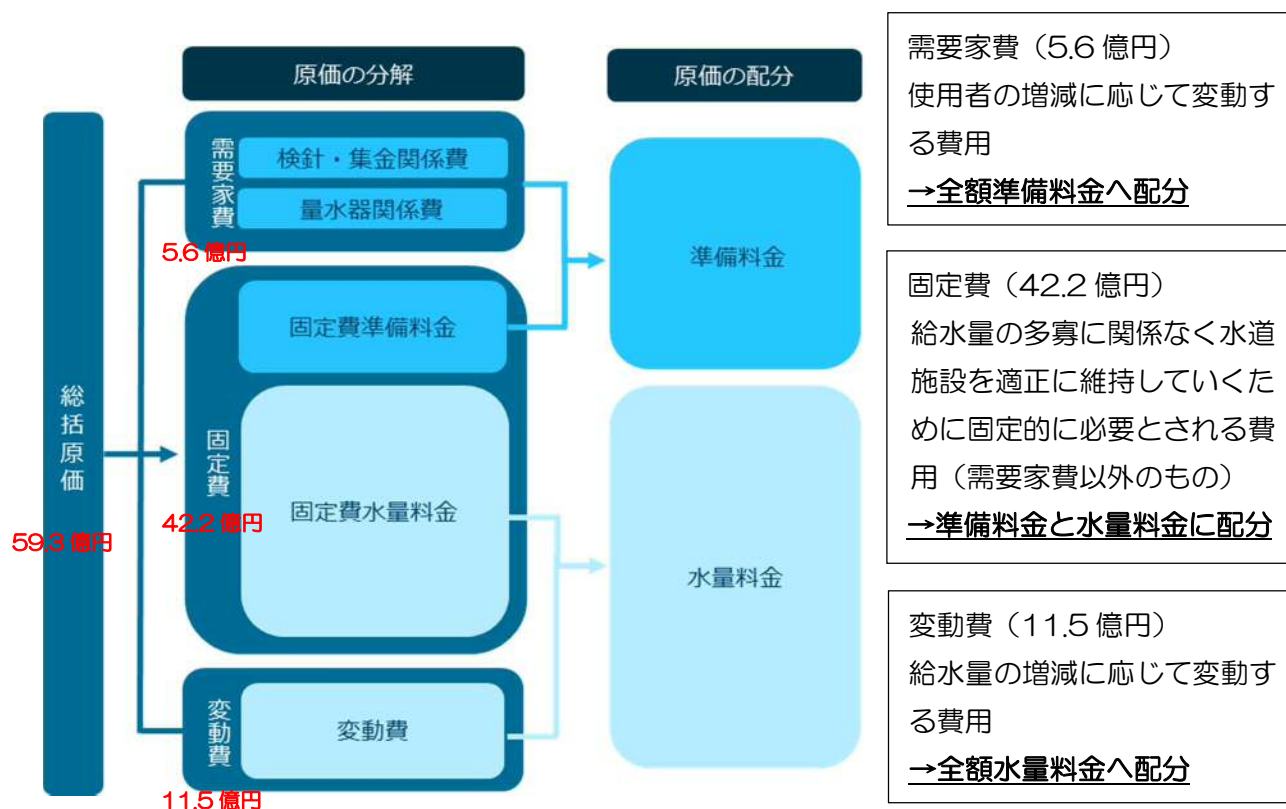
基本料金			超過料金 (円/1m ³ 当たり)	
基本使用水量	口径	料金	超過使用水量	料金
各口径ともに 20m ³ まで	13mm	1,428	21~40m ³	95
	20mm	1,714	41~60m ³	114
	25mm	2,000	61~100m ³	133
	40mm	7,714	101m ³ ~	152
	50mm	14,572	臨時用	285
	75mm	28,476		
	100mm	37,428		
	150mm	74,000		

- 基本料金は口径別
- 二部料金制
(基本料金と超過料金からなる)
- 超過料金は逦増型
(使用水量が増加するに従い1m³当たりの料金単価が上がる)

4.2 総括原価の分解

4.2.1 原価の配分

総括原価は、その原価の性質上、下図のように「需要家費」「固定費」「変動費」に分類できます。これをそれぞれ「準備料金(=基本料金)」、「水量料金(=従量料金)」として回収するよう料金体系を構成します。

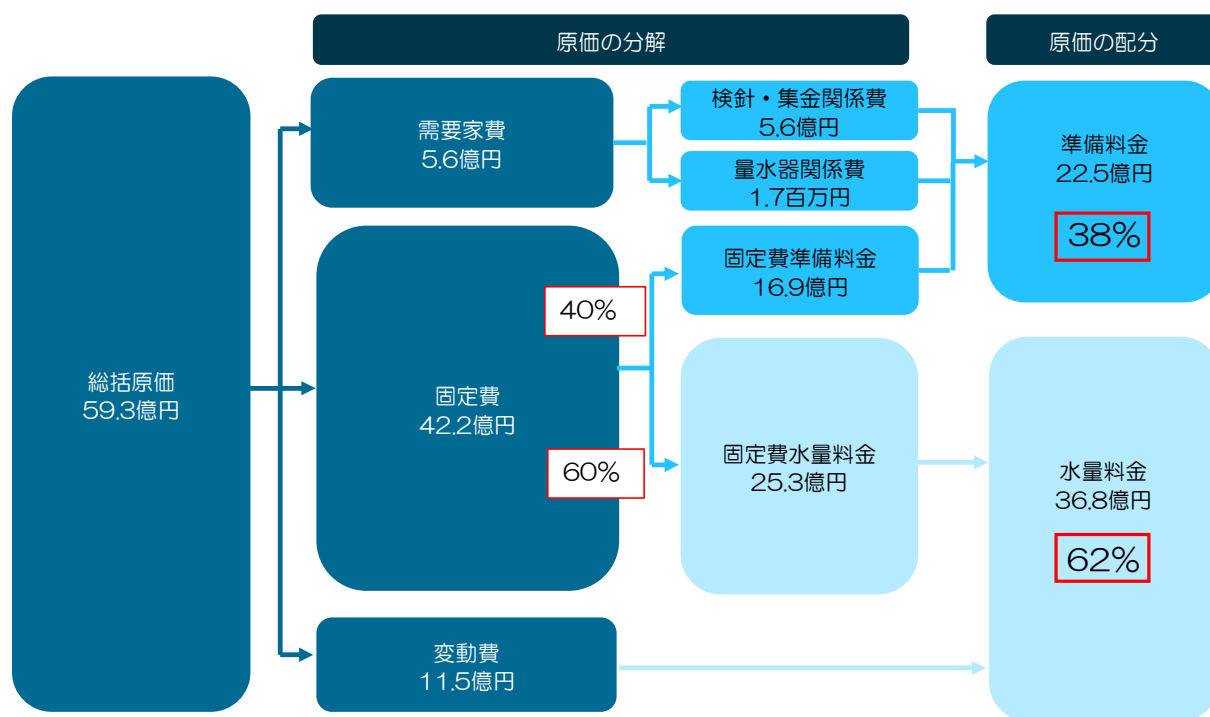


4.2.2 配分結果

固定費の性質を考慮すると全額準備料金に配分することが望ましいですが、固定費を全額準備料金に配分すると基本料金が著しく高額となることを考慮し、準備料金と水量料金にそれぞれ配分します。なお、今後の人口減少に伴う使用水量の減少に影響を受けにくく、より安定した料金収入を得るためには基本料金の収入割合を増やしていくことが望ましいとされますが、現行料金との差異を考慮して配分割合を検討します。

本市における令和2～4年度の基本料金収入割合の平均は39.3%です。（令和4（2022）年度は減免措置を行っているため、他会計補助金を給水収益とみなして基本料金収入割合を算出しています。）

本検討では、「水道料金改定業務の手引き（公益社団法人 日本水道協会）」で示された固定費の配分方法の中から、最も基本料金収入割合を増やすことができる料金体系となるよう固定費の配分割合を定め、令和2～4年度と比較しても同水準以上の配分方法とします。



4.3 まとめ

以上より、本検討では総括原価のうち固定費の40%を準備料金へ配分することとします。

4.4 今後の検討の流れについて

準備料金及び水量料金へ配分された総括原価から、新料金体系の基本方針（口径別料金体系、基本水量 10m³/月、段階別逦増型超過料金）に基づいて基本料金、従量料金の算定を行います。